

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田市自転車駐車場の利用料金の減免及び返還
根拠法令及び条項	蓮田市自転車駐車場条例 第16条、第17条 蓮田市自転車駐車場条例施行規則 第14条、第15条、第16条、第17条
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）
	<p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）</p> <p>■蓮田市自転車駐車場条例 （利用料金の減免） 第16条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。 （利用料金の返還） 第17条 既納の利用料金は返還しない。ただし、定期利用に係る利用料金であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。 （1） 駐車場の管理上特に必要があるため、利用を停止し、又は中止したとき。 （2） 利用者が、利用の許可の期間（月単位の残期間がある場合に限る。）内に当該利用を必要としない旨の申出を行ったとき。</p> <p>■蓮田市自転車駐車場条例施行規則 （利用料金の減免基準） 第14条 条例第16条に規定する承認は、次に定めるところにより行うものとする。 （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている者が利用する場合は、免除する。 （2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合は、当該利用料金の5割に相当する額を限度として減額する。 （3） 前2号に定めるもののほか、指定管理者が利用料金を減額する必要があると認めるときは、当該利用料金の5割に相当する額を限度として減額する。 （利用料金の減免承認手続） 第15条 指定管理者は、条例第16条の規定により利用料金の減額又は免除について市長の承認を受けようとするときは、様式第4号の自転車駐車場利用料金減額等承認申請書を市長に提出しなければならない。 （利用料金の減免） 第16条 条例第16条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、自転車駐車場利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p>

<p>2 指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査してその適否を決定し、当該申請者に対してその結果を自転車駐車場利用料金減免等決定通知書により通知するものとする。</p> <p>3 前項に規定する減額又は免除の決定を受けた者で、一時利用に係る利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、指定管理者に自転車駐車場利用料金減免等決定通知書を提示しなければならない。</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第17条 条例第17条ただし書に規定する利用料金の返還の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例第17条第1号に該当する場合 定期利用者が納付した利用料金を許可期間の日数で除して得た額に、駐車できない日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）</p> <p>(2) 条例第17条第2号に該当する場合 定期利用者が納付した利用料金を許可期間の月数で除して得た額に、申出を受けた日の属する月より後の月数を乗じて得た額</p> <p>2 条例第17条ただし書の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、自転車駐車場利用料金返還申請書に許可証及び登録票を添えて指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定による申請書を受理し、その内容が適当であると認めるときは、当該申請者に対してその結果を自転車駐車場利用料金返還等決定通知書により通知するものとする。</p>			
審査基準 設定年月日	平成16年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 () <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第2号に該当) (理由：即日に判断をすることが可能であるため、標準処理期間を定める必要性がないため)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。